

令和2年6月12日

公益社団法人神奈川県環境保全協議会会長 様

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長
(公 印 省 略)

PRTR の届出期限の延長に係る周知について (依頼)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）に基づく第一種指定化学物質の排出量及び移動量に係る届出（以下「PRTR届出」という。）については、毎年6月30日までを期限として届出いただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年6月12日付けで化管法施行規則の一部改正する省令（財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号）が公布等され、令和2年度については届出期限が令和2年7月31日までとされました。

つきましては、貴会会員の皆様に対する周知について特段の御配慮をお願いいたします。

また、PRTR届出と同じ毎年6月30日を報告期限とする神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第42条に基づく「化学物質管理目標作成（達成状況）報告書」についても、化管法と同様に、令和2年度については報告期限を令和2年7月31日までとする予定です。なお、当該延長には条例施行規則の改正が必要であり、現在改正手続きを進めているところです。改正規則は6月下旬の公布を予定していますので、公布にあたっては、改めてお知らせいたします。

問合せ先

調整グループ 吉原、堀越

電 話 045(210)4107

ファクシミリ 045(210)8846